

# 平成29年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 平成29年9月7日(木)

議長 村井 剛 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。  
これより9月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。11番 伊藤秋雄君、1番 小柳聡君を指名いたします。  
次に日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。

議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から9月定例会の日程・運営等について審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告致します。  
去る、8月29日午前10時から、第1委員会室において当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案等は、条例制定議案が1件、平成29年度補正予算議案5件、決算認定が6件、報告が1件、人事案件が1件、陳情が2件であります。また、一般質問者は5名となっております。  
今定例会の日程は皆様に配付した資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、質疑についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたします。  
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。  
最終日は、午後3時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論、採決を行います。  
今定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月15日までの9日間で行うことにいたしました。  
また、議会運営委員会において、議場内で「声が小さくて、的確に内容を把握できないことがあり、状況がわからないことがある」旨の意見があり、検討致しました結果、発言者は、出来るだけ大きな声で、ハッキリと発言するようにご理解の上、よろしく願います。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしく願います。

議長 村井 剛 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から15日までの9日間と決定してご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。なお、一ノ関町民課長が、病氣療養中につき欠席の申し出がありました。  
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、平成29年6月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しております。その報告書をもって、議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これより町長の行政報告に対する質疑を行います。確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに8日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔に願います。質問のある方は挙手してください

い。ありませんか。はい、10番 金議員

10番 金一義 一つだけ、じゃあお聞きします。これ何回も説明あったと思いますけども、南秋地域公共交通活性化協議会ですけど、これで各世帯からの無作為抽出に郵送でアンケート云々とありますけども、この期間といつまでのアンケートの期間でこの無作為は、八郎潟町ではどの位の方々を想定して、まあ無作為なので各層の方に出されたとは思いますが、アンケートの結果の公表とかそういうのを、どういう形で町民の方にお知らせするのか、その計画的なこと、最終計画はいつまでであって、そこら辺をわれわれ町民に詳しくお知らせすることだろうとは思いますが、策定期間は大体どの位を想定しているのかそこら辺を簡潔にお願いします。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問ですけれども、アンケートの調査期間は来週から始まります。実施機関の業者さんが直接郵送いたしまして、来週始めにはその対象となる世帯に郵送、届く予定です。調査期間はそれから2週間を予定しております。調査の集計につきましては10月中旬に我々の方に報告頂くことにしております。

業者のこの計画自体の最終的な成果品でございますが、これは3月になります。

アンケートの結果につきましては、3町村の協議会に諮りまして、支障がなければなるべく早く町民の皆様の方にお知らせしたいと思っております。以上でございます。

すいません、後、本町で何人位のアンケートの通知がいったかということですけども20代、30代、40代、50代、60代、それから免許返納検討層ということで、70代、80代の方にそれぞれ50名から70名程、70代では110名の方に出すこととしております。以上でございます。

議長 村井 剛 他にありますか。ないようでございますので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。

次に、日程第5、議案第43号から日程第10、議案第48号までの議案6件を各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。議事日程については、配布している日程表のとおりでございます。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。

会議日程資料の7ページをご覧ください。

議案第43号 八郎潟町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の制定について

犯罪行為により傷害を受けた町民、又は犯罪行為により不慮の死を遂げた町民の遺族に対して、犯罪被害者等見舞金を支給し、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的に、条例を制定するものであります。

主な内容は、遺族見舞金として30万円を、傷害見舞金として最高10万円を支給すること等であります。

続きまして、補正予算関係についてご説明申し上げます。

議案第44号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)について

1ページ、歳入歳出に、それぞれ2,798万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億3,227万8千円としております。

8・9ページ、歳入の主なものは、総務費国庫補助金、総務管理費補助金の地域経済循環創造事業交付金に1,333万3千円を追加しております。

これは、自治体主導による地域の特性を活かしたエネルギー事業導入の計画策定に係る交付金であります。

農林水産業費国庫補助金、農業費補助金の中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金295万5千円の減額は、同事業の実施予定者が事業実施を見送ったためのものです。

農林水産業費県補助金、農業費補助金の農業経営発展加速化支援事業費補助金152万7千円を追加しております。

これは、農業法人等が、規模拡大や複合化など、経営の発展に向けた取り組みに対す

る補助金であります。

農業費補助金の局所防災事業費補助金520万円の減額は、三倉鼻地区の落石防護柵設置工事について、県森づくり推進課から、7月下旬の大雨による県内各地の災害復旧事業を優先したい旨連絡があり、本町の事業実施を見送ることとしたためであります。

介護保険特別会計繰入金324万6千円の追加は、平成28年度同会計における実績に伴う精算分であります。

10・11ページ、なお、繰越金の前年度繰越金につきましては、1,612万2千円を追加しております。

次に12・13ページ、歳出の主なものは、総務管理費、財産管理費、委託料に旧戸村土地改良区事務所解体工事設計業務委託料19万7千円、工事請負費に同事務所解体工事113万3千円をそれぞれ追加しております。

これらは、平成28年4月から空き事務所となっている旧戸村土地改良区事務所の解体に係るものであります。

企画費、委託料の分散型エネルギーインフラプロジェクト事業計画策定業務委託料2,000万円の追加は、自治体主導による地域の特性を活かしたエネルギー事業導入の計画策定に係るものであります。

14・15ページ、選挙費、八郎潟土地改良区総代選挙費に報酬、職員手当等、総額で80万円を追加しております。

これは、来年3月1日に任期満了となる八郎潟土地改良区の総代選挙に係るものであります。

社会福祉総務費に国庫支出金に係る償還金94万5千円、障害福祉費に国庫支出金に係る償還金281万2千円をそれぞれ追加しております。

これは、平成28年度の実績に伴う国庫支出金の返還分であります。

16・17ページ、農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金に農業経営発展加速化支援事業費補助金178万1千円を追加しております。

これは、農業法人1法人に対する農業機械の導入を支援するものであります。補助率は県が2分の1、町が12分の1となっております。

中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金295万5千円の減額は、歳入でも申し上げますとおり、同事業の実施予定者が事業実施を見送ったためのものであります。

18・19ページ、林業費、林業振興費、委託料の局所防災事業三倉鼻地区落石防護柵設置工事測量設計業務委託料150万円、工事請負費の同設置工事650万円の減額は、三倉鼻地区の落石防護柵設置工事について、歳入でも申し上げますとおり、今年度、事業実施を見送ることとしたためであります。

土木費、土木管理費、水路等管理費、工事請負費に水路整備工事115万6千円を追加しております。

これは、町道蝦夷湊谷地線に付帯する水路について、水路断面の大きい側溝に入れ替えをするものであります。

20・21ページ、住宅費、住宅管理費、工事請負費の町営住宅改修工事113万9千円の追加は、町営川崎住宅1棟について外壁の劣化が著しいことから全面張替をするものであります。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、24・25ページの給与費明細書に記載しております。

特別職は総額で16万4千円、一般職で54万7千円をそれぞれ追加しております。

以上が一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第45号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

27ページ、歳入歳出に、それぞれ68万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,877万5千円としております。

32・33ページ、歳入には、システム開発費等補助金に制度関係準備事業費補助金37万8千円を、その他の繰越金に前年度繰越金31万1千円をそれぞれ追加しております。

34・35ページ、歳出の内容は、後期高齢者支援金23万6千円減額し、介護納付金72万6千円を追加しております。

これは、社会保険診療報酬支払基金への納付金額の確定によるものであります。

保健事業費、保健衛生普及費では、人間ドックの申請者が予定人数を上回る見込みであることから、人間ドック委託料に19万9千円を追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第46号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
37ページ、歳入歳出に、それぞれ6万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,676万円としております。  
40・41ページ、歳入には、諸収入に秋田県後期高齢者医療広域連合から収入となる保険料還付金6万7千円を追加しております。  
歳出の諸支出金、保険料還付金6万7千円の追加は、保険料の軽減判定や被保険者の死亡等による返還金であります。  
以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第47号 平成29年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
43ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ1,883万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,405万円としております。  
46・47ページ、歳入は、繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費一般会計繰入金42万3千円、繰越金の前年度繰越金1,840万8千円をそれぞれ追加しております。  
48・49ページ、歳出の主なものは、保険給付費、介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費に499万9千円を追加しております。  
これは、JAあきた湖東が運営する小規模多機能型居宅介護施設「もりやま」の開設に伴うものであります。  
地域支援事業費、介護予防、生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費に119万1千円を追加しております。  
これは介護保険制度の改正により予防給付費の対象者が今年度から介護予防ケアマネジメント事業の対象者へと順次切り替わることによるものであります。  
50・51ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の総額889万1千円の追加は、平成28年度分介護給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金へ支払うものであります。  
繰出金、一般会計繰出金324万6千円の追加につきましても、平成28年度分介護給付費の実績による精算分であります。  
なお、人件費の内容につきましては、52ページ「給与費明細書」に記載しております。  
以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第48号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について  
53ページ、収益的支出に、285万円を追加し、総額を1億3,955万8千円としております。  
56・57ページ、収益的支出の配水及び給水費、修繕費285万円の追加は、漏水事故対応として字昼根下地内給水管切替工事100万5千円、漏水調査による給水管漏水修理工事145万円などであります。  
以上が上水道特別会計補正予算（第2号）の概要であります。  
よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。  
始めに、日程第5、議案第43号 八郎潟町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の制定について、の質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、9番 近藤議員

9番 近藤美喜雄 ちょっと私の方の委員会になりますけども、その前に共通理解といいますか、ちょっと私も誤解をしております、似たような感じがしております。というのは、今お聞きしたいのは二点ばかりありますけども、一つはこの法律の制定理由のところ、従来であれば条例法の表示がされていますが、このたびはその法律の制定が大部古い関係があるのかどうかかわからないけれども、どういう法律に基づいてるのかというのが表記有りません。でちょっと私もそれで誤解していたところがあるんですけども、いわゆるその法律の条例法に基づいた整備という認識でよろしいのかどうか、というのはこれ実際に条例整備をしているところ等を見ますと、大部前にやっているところもあるんです。  
そういう風なことで、どうして今なのか、どういう風な指導があったのか、そこら辺一点、もう一点、この条例の中身ですけども第2条のところに定義がございます。

定義のところでは、いわゆる町長が申しあげました制定理由のところには、犯罪行為

により傷害を受けた町民、あるいは犯罪行為により不慮の死を遂げた場合適用していくという風な内容のことが説明されておりましたけれども、第2条の定義を見ますと、ここで犯罪行為とは何だということが書いてあります。

わかりやすく言いますと、犯罪行為というのは日本国内又は日本国外における日本船舶、若しくは日本航空機内において行われた人の生命及び身体を害する罪に当たる、これがいわゆる犯罪行為ということになっておりまして、上の方の制定理由のところでは

なんか一般的にとんでもない罪にあった場合には、これを適用していくのかなという認識をしておりましたけれども、これ違ってるんじゃないかなというのがこの確認を、この二点です。

議長 村井 剛 当局。

副町長 千田 清 後で確認して、返答いたします。

議長 村井 剛 二つともですか。

副町長 千田 清 はい。

議長 村井 剛 はい、7番 加藤議員

7番 加藤千代美 当委員会の方に関係してはありますが、この条例についてですがこれは条文を総務課の方で作った議案ですか。

総務課長 小野良幸 町民課になります。

7番 加藤千代美 じゃ、委員会の方で。

議長 村井 剛 他にありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようでございますので質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終わります。

次に、日程第6、議案第44号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 村井 剛 はい、2番 柳田議員

2番 柳田裕平 補正予算の9ページのところで、三倉鼻地区の落石防護柵工事の件なんですけど、これ先程町長の行政報告の説明では、この前の雨降った時に斜面が崩れて、応急措置をして県で復旧工事を行う予定だという風に話しておりましたが、この箇所と同じことを言っているのかなと思うんですがこれがまず一つと、その経緯を見ますとこの前の雨降った時に県の方ですぐ復旧工事を実施するということでしたが、この補正予算の説明では今年度は見送りまして、今後という形になっておりますけどもその辺の事実関係を説明して頂きたいと思います。

議長 村井 剛 加藤産業課長

産業課長 加藤貞憲 只今のご質問にお答えしたいと思います。

今回の補正予算で計上しております、局所防災事業の箇所については三倉鼻の本公園三倉鼻児童館の脇であります。そして今回大雨による被災した場所については、三倉鼻の中公園でございますので、場所の違いがございます。

そして、県の復旧についてですが中公園の方でございます。こちらについては県の方で、応急措置は町の方でなんとかお願いしたいということで町で実施しております。

なお、本工事に関しましては、県の方でも箇所があまりにも多すぎて今すぐ出来るという状態ではないということで、答えを頂いております。以上です。

議長 村井 剛 よろしいですか。他にありませんでしょうか。はい、7番 加藤議員

7番 加藤千代美 補正予算書の13ページの、分散型エネルギーインフラプロジェクト事業計画策定業務委託料とあります。

これについては、全員協議会でも木材のバイオをやるという話しでありましたけども、決まった訳ではないので、これから委託するというものでありましたが、計画に当たっては木材バイオというのは、非常に厳しい状況にあるので慎重を期して、いかに民間事業であろうとも慎重を期して委託を計画立ててほしいということを要望しておきます。

議長 村井 剛 要望ということで、よろしくどうかお願いいたします。他にありますか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようでございますので、質疑なしと認めます。  
議案第44号についての質疑を終わります。  
次に、日程第7、議案第45号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第45号についての質疑を終わります。  
次に、日程第8、議案第46号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第46号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第47号 平成29年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第47号についての質疑を終わります。  
次に、日程第10、議案第48号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第48号についての質疑を終わります。  
只今から、各会計の決算認定の議案を上程いたしますので、渡邊代表監査委員から出席をいただきたいと思います。暫時休憩いたします。  
(休憩)  
(渡邊代表監査委員入場)  
(再開)

議長 村井 剛 静粛にしてください。会議を再開します。只今から各会計の決算認定の議案を上程します。  
日程第11、認定第1号から、日程第16、認定第6号までの6議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 各会計決算について、ご説明申し上げます。  
常任委員会で十分審議されると思いますので、ここでは、主な項目についてご説明しますので、ご了承願います。

認定第1号 平成28年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

決算書142ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が33億4,729万9千円、歳出総額が31億939万1千円、歳入歳出差引額は2億3,790万8千円であります。そのうち3,017万7千円が翌年度への繰越財源であり、実質

収支額は2億773万1千円となっております。

2・3ページ、歳入の概要ですが、町の自主財源である町税は、総額4億9,005万9,704円で、前年度比2.1%、およそ1,020万円の増額となっております。

調定額に対する収納率については、93.5%で前年度比1.0%の増となっております。地方消費税交付金は、1億57万6千円で、前年度比13.0%、およそ1,503万円の減額となっております。

主要財源の地方交付税は、16億1,402万6千円で、前年度比3.1%、およそ5,221万円の減額となっております。これは、普通交付税の算定に用いられる国勢調査人口の減少が大きく影響したものであります。

4・5ページ、国庫支出金は3億210万2,566円で、前年度比3.1%、およそ895万円の増額。県支出金は、2億3,853万6,563円で、前年度比15.6%、およそ3,227万円の増額となっております。これは、JAあきた湖東が湖東総合病院跡地に整備した、小規模多機能型居宅介護事業所建設に対する補助金が交付されたことなどによるものであります。

町債は、40・41ページ、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債が、8,875万7千円で、前年度比22.9%、およそ2,629万円の減額となっております。

また、町民体育館補強事業、学校給食費助成事業などに過疎対策事業債を5,360万円、防火水槽建設事業に緊急防災・減災事業債を1,650万円それぞれ借り入れし、町債総額は1億5,995万7千円で、前年度比14.4%、およそ2,689万円の減額となっております。

次に、歳出の概要ですが、決算書と共に配付しております、「性質別歳出の状況」をご覧ください。義務的経費である人件費、扶助費、公債費は総額で12億166万3千円となっており、前年度比0.4%、441万7千円の増額となっております。

投資的経費である普通建設事業費は、2億7,626万2千円となっており、町民体育館耐震補強事業、防火水槽建設事業の実施などにより前年度比32.3%、6,751万2千円の増額となっております。物件費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金などのその他の経費は、総額で16億2,968万3千円となっており、前年度比1.8%、3,020万1千円の減額となっております。

次に、実施事業の概要についてご説明申し上げます。まず、平成26年度に実施した耐震診断調査において、必要耐震性を確保していないと判定された町民体育館について、耐震補強工事を実施しております。また、消防水利の困難地区となっております夜叉袋字沖谷地地区については、40立方メートル級の耐震性防火水槽1基を新設し、水利不足の解消及び防災力の向上を図っております。さらに、3歳以上の主食費を全額助成

し、保護者の負担軽減を図ることを目的とした保育園給食費助成事業、町内外の小・中学校に在籍している町内に住所を有する児童・生徒の保護者を対象に、教育の充実及び子育て支援を目的とした学校給食費助成事業を継続実施しております。

社会資本整備総合交付金事業では、町道浦大町下町線道路改良事業、町道小池線道路改良事業など社会資本整備に取り組んでおります。これら決算数値による各項目の比率等は、経常収支比率が88.0%で前年度比2.7%の増、公債比率が8.0%で前年度比0.3%の増となっております。また、地方債の同意基準を定めたもので、過去3年間の平均数値である実質公債費比率は9.1%で、前年度比0.3%となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

## 認定第2号 平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

174ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が10億855万8千円、歳出総額が7億9,910万円、実質収支額は2億945万8千円となっております。

144・145ページ、歳入の概要ですが、国民健康保険税が1億3,689万8,405円で、前年度比0.9%、およそ117万円の増額となっております。

調定額に対する収納率については、82.7%と前年度比2.3%の増となっております。また、国庫支出金や医療費給付費等交付金につきましては、歳出に見合った額が

収入されております。一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、4,950万6,690円で、前年度比2.2%、およそ109万円の増額となっております。

次に歳出の概要ですが、146・147ページ、保険給付費では、療養諸費が4億1,758万1,867円で、前年度比でおよそ1,497万円上回り、保険給付費の総額でも前年度比5.1%、およそ2,281万円増額の4億7,416万96円となって

おります。  
以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第3号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

190ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が6,630万7千円、歳出総額が6,573万2千円、実質収支額は57万5千円となっております。

歳入の概要ですが、176・177ページ、後期高齢者医療保険料が4,016万5,700円で、前年度比6.2%、およそ233万円の増額となっております。

調定額に対する収納率は、99.9%と前年度比0.1%の増となっております。

また、一般会計繰入金は2,560万9,555円で、前年度比0.4%、およそ9万円の増額となっております。

次に歳出の概要ですが、178・179ページ、後期高齢者医療広域連合納付金が6,336万355円、繰出金は43万9,550円となっております。

以上が八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第4号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

204ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が3億378万4千円、歳出総額が2億9,569万円、歳入歳出差引額は809万4千円であります。そのうち4万2千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は805万2千円となっております。

歳入の概要ですが、192・193ページ、使用料は7,636万635円で前年度比1.7%、およそ130万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、93.7%で前年度比0.7%の減となっております。

一般会計からの繰入金は、1億2,838万6千円で、前年度をおよそ853万円下回っております。町債では、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額8,920万円を借入れしております。

次に歳出の概要ですが、200・201ページ、県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金では、601万4千円を、下水道維持管理費では、総額で5,145万2,164円を、202・203ページ、起債の償還金である公債費では、総額で2億2,935万5,031円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第5号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定ですが、234ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が8億6,246万5千円、歳出総額が8億3,441万3千円、実質収支率は2,805万2千円となっております。

歳入の概要ですが、206・207ページ、保険料は、1億4,459万3,650円で、前年度比3.7%およそ520万円の増額となっております。調定額に対する収納率は98.9%で前年度比0.4%の増となっております。

次に歳出の概要ですが、208・209ページ、総務費は総額で1,020万3,806円、保険給付費では、介護サービス諸費6億8,163万5,124円をはじめ総額で7億8,557万5,587円となっております。

次に、介護サービス事業勘定ですが、242ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入及び歳出総額とも527万9千円となっております。

歳入は、236・237ページ、介護予防給付費収入が358万4,200円、繰越金が169万4,820円となっており、歳出は繰出金527万9,020円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第6号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について  
決算の概要をご説明申し上げます。

250ページ、損益計算書をご覧ください。平成28年度の当年度純利益は、前年度比およそ1,987万円減額の777万7,126円で、年度末処分利益剰余金は、8,287万6,397円となっております。

257ページ、収益勘定の水道事業収益では、給水収益が1億4,043万5,43

0円と、前年度比およそ335万円の減額となっております。

258ページ、水道事業費用では、営業費用が1億2,951万503円と前年度比およそ1,924万円の増額となっております。

259ページ、営業外費用では企業債利息が909万9,813円と前年度比およそ78万円の減額となっており、258ページ、水道事業費用総額では、1億3,880万3,087円となっております。

260ページ、資本的支出として建設改良費、配水施設整備費の工事請負費で632万160円を、企業債償還金で4,092万6,167円を支出しており、総額で5,223万8,983円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、248ページの下段に記載のとおり消費税及び地方消費税並びに損益勘定留保資金で補てんしております。

以上が、上水道特別会計決算の概要であります。

平成28年度各会計決算の概要をご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、認定いただきますよう、お願いいたします。

議長 村井 剛 次に、監査委員による監査の報告を求めます。

代表監査委員 渡邊優 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第11、認定第1号 平成28年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定についての、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番 加藤議員

7番 加藤千代美 決算のこの中身に触れる前に、監査委員の方ご苦労さんでした。

で触れる前に、地方自治法の199条の2項というのがあります。これについては199条の2の項目があります。これは監査執行上の除斥の問題であります。監査委員が協議会とかでその他の補助金を受ける場合には除斥しなければいけないとなっております。

それについては、これ事務局の方に聞くのかどうかわかりませんが、それについてはどのように対処したのかということが第一点であります。次にですね、それが大前提であります。次に監査委員の報告にありましたけども経常収支の比率が高くなっている、割合が高くなっていると、しかし人件費が退職者を含めて下がっていると、でその中身を分析して見ると、扶助費が高くなっているのが見えてるんですね、で扶助費の中身の中で何が高くなっていたのかということまで指摘されたのかどうか、それが二点目です。

それからもう一つなんですけども3ページ目の以上からして、健全な財政運営のためこのころの下の方なんですけども予算執行を厳密にさせていただき、また助成金を受けている各団体の予算管理については、担当職員以外が望ましい、こういう指摘がございます。

これ最もなんです。これ、うちの町の中では補助金を受けている団体が管理している財政を職員は何人位持っているのかどうかについて、わかっていたらお知らせ願いたいと思います。以上です。

議長 村井 剛 そうすれば、答弁の方お願いします。はい、渡邊代表監査委員

代表監査委員 渡邊優 すべてに、7番の議員さんの質問に明確に答えられるかどうかわかりませんが、まず、一つ目の補助金を受けている、いわゆる監査委員として監査できるのかどうかと言う趣旨がございますが、いずれその場合につきましては、その案件については当人についてその具体的な中身については監査をするということにはございません。私がやるというようなことでございます。その時は除いてやってございます。

それからちょっと順不動になるかもしれませんが、経常経費の扶助費の関係でございますが、これについては、いずれ決算統計上で出た総体額の中で確認してございますので、個別の案件の中身については特に入ってございません。後それから各団体の関係でございますが、これにつきましても全部が補助金を受けている団体の事務局の体制については確認はしてございません。ただ、往々にして職員が団体の事務を司っているのか連行的にやっている場合がございます。そういった場合には、補助金申請をして、受け取る側もあるいは事務局と一緒にやってしまう、というようなことがまあまあ感じられましたので、そういったことについては担当者以外の職員が、例えば出し入れの確認をするだとか、まあもちろん、上司はそうなんですけどもそういった対応しなければ、やや

もすれば間違った事故が起きてしまうという危険性がある、というようなことで指摘させて頂きました。

7番 加藤千代美 よろしいです。

代表監査委員 渡邊優 よろしいでしょうか。

議長 村井 剛 以上でよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第1号についての質疑を終わります。  
次に、日程第12、認定第2号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。  
次に、日程第13、認定第3号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。  
次に、日程第14、認定第4号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。  
次に、日程第15、認定第5号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。  
次に、日程第16、認定第6号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。  
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。  
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。ご苦勞様でした。  
暫時休憩いたします。  
(休憩)  
(渡邊代表監査委員退場)  
(再開)

議長 村井 剛 会議を再開します。  
次に、日程第17、報告第5号 平成28年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成28年度八郎潟町水道事業会計経営審査についてを、上程します。  
提出者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の17ページをご覧ください。  
報告第5号 平成28年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成28年度八郎潟町水道事業会計経営審査について  
財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により別添の「平成28年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を議会へ報告致します。

議長 村井 剛 それでは、報告第5号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。報告第5号についての質疑を終わります。

議長 村井 剛 次に、日程第18、陳情についてを上程いたします。  
お手元に配付しております陳情は、2件であります。提出された議案等並びに陳情について、皆様に配付いたしました議案等付託表及び請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。  
事務局長から、委員会室の報告をさせます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室で、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。よろしくお願いいたします。

議長 村井 剛 これより各常任委員会を開いていただきます。明日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前11時50分)

# 平成29年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 平成29年9月8日(金)

議長 村井 剛 おはようございます。只今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町9月定例会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

なお、一ノ関町民課長は病気療養中のため、欠席の申し出がありました。

ここで、昨日9番 近藤議員から議案第43号 八郎潟町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の制定について、に対する質問がありましたことについて、当局の答弁をお願いいたします。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 昨日の、近藤議員のご質問についてお答えいたします。

始めに、条例の上位法は何かという質問でございました。これにつきましては、自治体が見舞金を給付する、という直接的な上位法というのはございません。

ここで、ちょっとこの条例に係る背景をご説明したいと思います。

昭和55年に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律というのが施行されております。これは、犯罪被害に遭われた方に対して、国が遺族給付金ですとか、重症病給付金、並びに傷害給付金を支給するものでございます。これの支給に当たっては、県の警察を通じて被害に遭われた方が申請することになります。

ただし、この決定にあたりましては、その内容等について十分な審査が行なわれまして、支給決定までには相当な時間がかかるということになります。

それから、平成17年4月には、地下鉄サリン事件等がございまして、この被害に遭われた方の生活全般の支援を行うために、犯罪被害者等基本法が施行されております。

この基本法につきましては、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務ということで計上してございます。地方公共団体の責務といたしましては、国との役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し及び実施するという風になっております。この中でも地方公共団体がこういった見舞金を支給するといったようなことは書かれておりません。でこれを踏まえまして、平成18年6月に八郎潟町犯罪被害者等基本条例を制定しております。

この町の条例の中にありまして、町が出来る行うべき事柄を町が相談への対応ですとか、情報の提供、それからその他支援に係る業務の総合窓口の設置、日常生活の支援、就業の支援、民間活動団体への援助などについては、謳っておりますが見舞金の支給については触れておりません。

ですので直接的なこういった上の法律関係については、見舞金の支給というのは国が支給すべき法律は、昭和55年のものがありますが見舞金ということは触れておりませんので、直接的な上位法はないということになります。

そして今この条例について、町の見舞金の支給の条例についてなぜ必要になったかということですが、国の平成17年の犯罪被害等基本法を受けまして、秋田県が5年間を期間とする秋田県犯罪被害者等支援基本計画を策定しております。

この中で、すぐに療養費等が必要になる方が少なくないことから、経済的支援制度をより手厚いものとするため、市町村による給付金支給制度の創設を支援するという風に明記してございます。このことから県の方では、毎年の説明会の中で市町村に対して、こういった条例の制定を呼びかけておりました。29年の春、4月ですけれども秋田県警の方から本町へもその陳情がございまして、こういったこともありまして、県内各地ではそういった条例の制定が広まりを見せておりまして、早いところでは国の犯罪被害者等基本法が制定されて、すぐ平成18年には見舞金の支給を始めたところもございまして、

そして、半数近いところでは平成28年頃から、昨年度から施行を始めております。

で今回、八郎潟町でこの条例の制定をすると全県の市町村が条例制定ということになりました、ということでございます。よろしく申し上げます。

それから、条例の中身について若干説明したいと思います。日程資料の8ページ、でございますが、条例法の第5条でございますが、2行目に次の各項のいずれかに当該す

るものとする、となっておりますが、これ各項のいずれかに該当するものとするの間違

いでございますので、訂正の方お願いいたします。そしてその前の7ページご覧ください。第2条の定義の中で、日本国内又は、日本国外にある日本船舶、若しくは日本航空機内において行われた人の生命、又は身体を害する罪に当たる行為とありますが、これについては、先程の説明した昭和55年の国の法律と同じ内容となっております。

この解釈の仕方といたしましては、日本国内で起きた犯罪、それから日本国外にあっては船舶若しくは、航空機内で行われた犯罪という風な解釈になりますのでご了承をお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。

それでは、日程第1、これより一般質問を行います。最初に5番 石井清人君の一般質問を行います。

5番 石井清人 おはようございます。石井清人です。一般質問をさせていただきます。

二つの表題で一般質問がありますが、まず一つ目は馬場目川堤防の水門管理が必要で

すというタイトルであります。7月16日は早朝から強い雨が降り、朝のテレビには五城目町に洪水警報が出たとテロップが流れました。いつも氾濫するのは杉沢集落下流付近ですから、山沿いは相当の雨量だなど直感しました。馬場目岳の分水嶺で北に流れるのは馬場目岳沢を下って馬場目川になります。奥が深く、さらに五城目町内で富津内川と合流します。いずれ時間を経て八郎潟町に達し、半日後には水があふれるだろうと想像しました。

午後の馬場目川の水量は相当ありました。県の観測地点は五城目町久保になっていま

す。普段のここの水位は1メートルもないのですが、午後になると3.8メートルに達し氾濫危険水位を超過しました。八郎潟町のダイワン地区で堤防の上に立ち、川の水と

町道の高さを見比べていると川の水が3~4メートル位町道より高いようでした。県の洪水情報どおりです。馬場目川堤防に水門がありますが、これが機能していません。川の水が1区の水路に逆流してくるのです。馬場目川の水が逆流してくるとこれが流下して、3区の寺沼水路の末端はけ口でぶつかります。したがって、寺沼水路の水が押されて吐けなくなります。

寺沼水路の洪水対策については、以前2回ほど一般質問をして当局から回答をいただいておりますが、私の提言は9区方面に水を逃がしてやる、あるいは31区方面に水を逃がしてやるという提案でしたが、解決するには1億円ほどの経費になるとのことでした。

しかし、今般の豪雨に際してわかったことは馬場目川からの逆流水が寺沼水路の氾濫の要因にもなっていることです。したがって馬場目川水門の管理の在り方を今一度考えてみたいと思います。

7月22日も強い雨が降りました。秋田市や大仙市で相当の冠水被害が出ました。新聞報道によれば「大雨で雄物川に注ぐ古川の水門が閉鎖。上流から流れてきた水で道路が冠水した」とあります。こういうときの水門の閉鎖はおそらく県がやっていることではないでしょうか。

平常時であれば馬場目川の水位は低く、小水路の水は自然流下して馬場目川に落ちていきます。しかし、ひとたび大雨が降って川の水かさが増すと水門を閉ざして逆流を防がないといけません。

しかし、7月16日の雨の日の際は馬場目川堤防にある水門は2基あって1基は回すことができましたが、目盛1まで下げて水を止めましたが、もう1基は鍵がかかっているのが判らない状況です。しかし水の流れを見ると馬場目川から逆流していました。完全には閉まっています。こういう状況を付近

の方々は知っているので不安を口にします。実際電話もきまして、そういう状況でした。

管理は県ということでは、早急に県に対策をとってもらうか、そうでなければ町が管理を代行して町が直接やるか、あるいは付近の方に水門管理の業務をお願いすべきだろうと思います。

これが放置されると結局寺沼水路の氾濫は食い止めることができないで両側の小屋に浸水し被害がでます。以前は小屋の中に保管してあった米が水に漬かったという被害がありました。今回は収穫したジャガイモが水に漬かったということがありました。

さらには、寺沼水路上流の商店街にも浸水の心配があります。もっとも1区付近でも床下浸水寸前のところもありましたので、この状況は大変だと思えます。

毎年1回や2回はゲリラ豪雨が発生します。一時のことと思うのですが、関係者にと

っては大変なことです。是非この対策に着手して下さるようお願いしたいと思います

す。以上が一つ目の質問でありました。

次に、二つ目の質問に入ります。表題が、米の生産調整について提言する、であります。昭和45年から始まった米の生産調整は、47年間国が主導し進めてきた政策でしたが、国が手を引くことになりました。約半世紀の長きにわたった政策です。

しかしながら、米余りは現在も続いており、生産調整をしないで一齐に米作りをすれば売れない米が倉庫にあふれ、また処分しようと安売りをすれば価格の下落を招き結局は農家がやっていけなくなる状況が生まれます。

昔は、減反政策と呼ばれて農家の人からは強い反発がありました。昔のことですが町で農業座談会をやると、たくさん文句を言われたものです。でも「余るほど米を作ると値段がさがりますよ、どうかお願いします。」と言うと農家も気持ちがほぐれて「町の言うことも、もっともだ仕方ないな」と言ってくれました。

米の生産調整は、農家にとってはいやなことですが米を生産するという産業を維持していくには、やむを得ない政策だと思います。国がこの政策から手を引いて地方や農業団体、農業者にゲタを預けるのは責任放棄という気がします。

秋田県が作ったチラシには、「平成30年産米から生産数量目標の配分が廃止され、農家やJA等が自分で生産量を決定する方式に変わります」とあります。

ところが、今年5月の新聞報道によると秋田県では、国全体の需要見通しや国内での本県産のシェア、在庫見通しなどを踏まえ全県の目安を設定する方針だと言います。

市町村ごとの目安は設けないが生産量に関して市町村への情報提供などのサポートを行う、とあります。

そして、2018年産米の目安、つまり来年のお米ですがそれは遅くとも今年の11月末までに発表したいとあります。私は問題はここにあると思います。

国は転作配分から手を引いたけれども、結局は地方にまる投げしただけの話です。県では全県の目安を設定すると言うけれども、おそらくは前年の数量をベースに達成率とか、あきたこまちの作付け率とか、収穫反収などの係数をかけて出すのでしょうか。

そうして参考資料として、市町村ごとの転作率も出すのではないのでしょうか。これでは結局なにも変わりません。発想を大きく替える必要があります。

まず、あきた湖東農協や集荷業者が何トン販売できるのか、これをもとにすべきです。

現在、水田の42パーセントを生産調整していますが、これは全国配分を基に市町村に下ろしただけの数字で何の根拠もありません。昨年4月上旬に南九州を旅しました。

天草地方では代掻きが終わっていました。宮崎に行くと田植えが終わっていました。

何を植えていますかと聞くと「あきたこまち」だそうです。でも宮崎県産米あきたこまちと秋田県産あきたこまちでは消費者受けが違うと思います。

米本場の秋田県の米はネームバリューがあります。販売戦略を構築していけば約40パーセントの転作率は必要ないのではと思います。あるいは30パーセントや20パーセントに下げることでもできるかもしれません。農協、集荷業者の米販売戦略があれば、今までよりも転作率を下げることはできるのではないのでしょうか。

今後八郎潟町地域再生協議会も会議を開くと思いますが、県から来た資料をそのまま使うのではなくて、今のような議論をしてほしいと思います。

また仮にですが、今までのような「生産数量目標の配分」これは農協さんから出て来すけども、こういう通知になったとした場合、これに強制力があるのでしょうか。主食

米を全面作付けして出荷したいと言う農家が出てきた場合、これを拒むことはできるのでしょうか。主食米に対する10アール当たり7,500円の米直接払いはなくなったので安い加工用米や備蓄米をやめて全面主食米作付けに動いた場合、その歯止めはあるのでしょうか。おそらく県内のどこかではその動きは出てくる気がします。

そこで私が思うのは、従来の「生産数量目標の配分」という方式ではなくて、昔の「米の買い入れ限度数量方式」に戻るべきです。

農協や集荷業者の米の販売能力があるのでその数量を基にして各農家に案分して出荷量を配分すれば、おのずと生産調整になります。

「米の買い入れ限度数量」以上の米は買い取りしないのだから、必然的に余った田んぼには野菜や大豆、あるいは価格の安い多用途米で対処することになります。

なぜそのことを言うかと言えば、二つの理由があります。一つは生産調整の実効性があること。一つは転作事務がなくなるからです。役場は転作事務から手を引くべきです。

転作事務は煩雑で難儀します。米の直接払い交付金は来年30年産米にはありません。

ですから転作達成したか否かと言うのは必要なくなります。町は効率良くシンプルに仕事を転換させていくべきです。自家消費の野菜を作っているハウスの転作確認は必要

でしょうか。捨て作り大豆の田んぼの転作確認は必要でしょうか。私は転作確認事務で

なくて補助金交付事務に移行すべきだと思います。

「水田活用直接払い交付金」や「産地交付金」をもらうため、申請書を出す、役場が確認する、実績書をだす、交付金を交付する、そうすれば出荷対象の田んぼだけを確認すれば良いです。大豆数量払いや加工用米等は出荷実績をJA等からもらうだけで良いです。今までの事務より格段に簡素化されると思います。もともと水田活用直接払い交付金制度は転作率の達成とは関連がないのですから、転作事務という概念はやめても良いと思います。

今後の八郎潟町再生協の議論を期待しております。以上二点の質問です。よろしくご答弁をお願いいたします。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。

まず、馬場目川の樋門・樋管ですが、本町に設置の8箇所のうちダイワン地区を含む4箇所について、「排水樋管の管理に関する協定書」を秋田県と締結しております。

ご質問のダイワン地区の樋門につきましては、さらに町が八郎潟土地改良区と管理協定を締結し、町と共同で管理しております。

また、川崎地区の3箇所については、土地改良関係のため、県と戸村土地改良区と直接管理協定を締結しています。

さて、7月16日を含む3度の豪雨では、馬場目川の増水による樋門の開閉作業は、町職員で対応いたしました。川からの逆流を確認した時は、4箇所の樋門を状況を見ながら一時閉鎖しております。

少しでも水路の氾濫を防ぐために、樋門箇所への職員の適正配置を行い、馬場目川と浸水区域の水位を確認しながら、タイミングの良い開閉作業に努めて参ります。

次に、生産調整についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、平成30年産米以降国は、生産数量の配分を廃止し、農業者等が自らの経営判断に基づき米の生産量を決める仕組みとなります。

もとより、国内の米の消費量が毎年約8万トンの減少を続ける中、全国各地で新たな特A品種銘柄がデビューし、中食や外食などの実需者と結びつきを強める動きが加速化しており、今後の産地間競争は一層厳しさが増すものと思われま

す。県では、国内の産地間競争に打ち勝つため、販売を起点とした米作りを推進し、売り先が確保されていない過剰生産を抑制し、需要動向を踏まえて「生産の目安」を提示すると共に、生産者が生産量を判断する環境作りを進めることとしております。

町では、県が提示した生産の目安を基にJAや集荷業者に提示することとしております。

JAや集荷業者の米販売戦略があれば、生産調整率を下げる事が出来るのではないかとこのことですが、国は、将来的には実需者との結び付きにより、ベース部分を超過する数量を確保できれば、その総量が「生産の目安」とすることが考えられるとしております。

生産の目安に強制力は有りませんが、売り先が確保されない数量は、価格の下落を招く恐れや、経営を圧迫する可能性もありますが、生産者の経営判断に任せることとなります。

経営所得安定対策等推進事業については、水田活用の直接支払交付金事務での転作物等の確認及び不作付地の改善計画確認等があり、国の補助対象外にならないよう進めて参りますと共に、効率良く、実効性のある事務作業内容にも努めて参ります。以上でございます。

5番 石井清人 ご答弁有り難うございました。またちょっと聞きたいところ、再質問でお願いしたいと思

います。それです、馬場目川堤防の水門管理については、この後町の職員で行うと言うことでしたが、大変職員の方にはご難儀かけると思いますけども、どうかよろしくお願

いしたいと思います。それで二つ目の来年の転作のことなんですけども、農家の中には早とちりして来年から減反無くなるんだよなと言う方もいるんですけども、米余っているから減反しないと、

米暴落するから減反は無くならないよと言うんですけども、今の答弁を聞いておりますと

県の目安を参考にしてやっていくとの事でしたので、大きく変わることは無いなと思

いました。ただ県が目安を作るということなんですけども、私なりに考えていくとおそらく県も従前のベースで作るのではないかと、全国的に見ると転作率というのは北海道は5

0ですし、西の方の県では30パーセント台のところもあるので、全国一律ではないです。そういう状況であるので、私は今の秋田県の40、秋田県内でも高い、低いあるんだけど40という数字は、これを踏襲していけばずっと40なのでもっと秋田米を売り込む力が多ければ下げれるのではないかという気がして、一般質問したんだけどあまり変わりばえしないような話しでありました。とするとこの後ですね、スケジュール的に行けば、県は11月末までには目安を出すということですから、それを参酌して八郎潟町の農家に目安を出すというのは、いつ頃、今までと同様になるのかその時期を聞きたいと思います。

それからまず配分に当たっては、今も農協の組合長さん名で出てるんだけど、その農地のベースというのは農協さんでは農地の移動というのは疎いので、そのベースになる物はやっぱり役場から出てくるので、そうすると農協独自ではなくてやっぱり町は転作事務から抜けるということはないということになるんですか、そこの二つをちょっと確認して終わりたいと思いますけども。スケジュールと転作事務の仕事です。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

町からの生産の目安の時期については、先程お話ししたように県から11月に提示がある予定となっておりますので、12月中にはJAさんを含む集荷業者に町目の目安を提示したいと考えております。ただし、石井議員さんの言われたとおり秋田県の転作率、この格差が今回の県の目安の提示からは、まったく無くなります。これでいきますと八郎潟町にとっては、今まで格差がありましたので県内でも転作率は低い方になってます。

今回は全県一律ですので、その提示については集荷業者及びJAさんと協議しながら目安を提示したいと考えております。それから、農地のベースとなる台帳関係でございますが、これについては経営所得安定対策等事業がございますので、町で継続して実施していく考えでございます。以上です。

5番 石井清人 はい、どうも有り難うございました。以上で質問終わります。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。  
次に、7番 加藤千代美君の一般質問を行います。

7番 加藤千代美 7番 加藤であります。私の方からは、大きく二つの問題があります。

第一番目に災害対策についてですが、これは5番議員が質問したところと、ダブルとこころがありますので簡単にいきたいと思います。災害対策について大きな問題は、44年間も町内会で要望している排水路対策についてであります。31区町内会で、歴代の町内会長が毎年度、要望している排水路対策が未だに実現されていない原因は何なのかお聞かせ願いたいと思います。

この排水路は、昭和48年の未曾有の豪雪により氾濫したことより発見されました。まだ住宅戸数が少ない中で、31区町内会員が一致団結して除排水に取り組みながら町に排水路の拡幅を求めて陳情した経緯があります。その時の町の回答は土地改良事業が近く実施されるので、その時に解決して参りたいと言う回答でありました。

時の町長は、畠山町長、その後は相馬町長、北嶋町長、土橋町長そして現在に至っている訳であるが、その間31区町内会では会長が交代するたびに、事務の引き継ぎを行いつつながら44年間要望し続けております。

このたびの会長もまた、この問題を最重点に考え要望をお願いしたと伺っております。

町では、31区に流入する排水をどのように処理しようとしているのかについても、分かっている範囲内で説明していただけるのでしょうか。また、たいていの市町村では、首長が交代する時に事務の引き継ぎ書を作成し懸案事項を列記し、事務の引き継ぎを行うと聞いているが、事務引き継ぎがあったのか、無かったのかについてもお伺いいたします。

それから二つ目ですが、7月15・16日から降った集中豪雨についてであります。

31区町内会の住民の阿部さん、小玉さん、櫻田さんの後ろの水路が氾濫する状態にあるということで、役場に電話をかけたところ役場職員が土嚢を持って駆け付けてくれたそうであります。しかし、まだ大丈夫ということでその土嚢を持ち帰ったということでもあります。そこで住民曰く、前の担当職員はこんな状態の時でも土嚢を積んで我々を安心させてくれたものであると語っていました。幸いにして31区町内会では、対象になっていた箇所では家屋の床上浸水、床下浸水はなかったと聞いておりますが、作業小屋、車庫等には水が入り、いつ自分の家に水が入ってくるか非常に心配しながら時を過ごしたと言っておりました。

そこで伺いたいのでありますが、町全体で床上浸水、床下浸水が何件あったのか伺いたいと思います。

三つ目ですが、家屋床上浸水、床下浸水は排水路の整備が不十分なために起きる訳であるが、八郎潟町の地形を見ると町に降る雨は、農業用の排水路を通して最終的には排水機場へたどり着き残存湖へ排水されているものと思っています。

しかし、このたびの難を逃れた人のお話を聞きますと、水路から水が溢れ逆流してきたという話でありました。今まで経験したことのないものであったと伺っております。

そこで伺いたいのでありますが、このような箇所が町では何箇所あったのか、実態を把握しているのか伺いたいと思います。以上です。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えします。

31区の排水路対策については、地元町内会等から要望があり、32区西側の水路の泥上げや側溝整備を実施しております。一定の効果はありましたが根本的な解決には至っておりません。平成26年度に一日市・中嶋地区の7水系の幹線排水路の調査を実施しましたが、ほとんどの排水路について、馬場目川の水位より水路底が低く、水路自体の勾配や断面が不足しているという結果が出ております。

根本的な解決策としては、ポンプによる強制排水や一時的に雨水を溜める調整池になると考えられますが、費用もかかることから、定期的な泥上げ等で対応して参りたいと思っております。

次に、7月から8月にかけて3度にわたって、本県を中心に襲った集中豪雨では、県南地区で甚大な被害をもたらしました。

本町においても7月16日に大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発表されました。

湖東消防本署の雨量計で107.5mmを観測し、馬場目川久保観測所の水位が氾濫危険水位を超えたことから、災害警戒対策室を設置し、町職員、消防団、湖東消防八郎潟分署で土砂災害危険区域、馬場目川流域区域、道路冠水区域の警戒にあたりました。

また、7月22日から23日及び8月24日から25日にかけての集中豪雨では、職員が24時間体制で庁舎待機し災害情報収集と警戒体制にあたっております。

また、行政報告でも述べましたが、7月16日・23日、8月25日には、5区旧千種珠算塾付近、上昼根町宮住宅付近で床下浸水の恐れがあったことから、その対策として、馬場目川から水路への逆流を防ぐため一時樋門を閉鎖し、消防団でポンプによる川への放流を実施しております。

ご質問の床下浸水、床上浸水の件数については、県への報告で7月22日に床下浸水1件、8月25日に同じく床下浸水2件で報告しております。

水路の主な氾濫箇所については、小水路を含めて清源寺付近寺沼水路、5区旧千種珠算塾付近水路、同じく4区安田佃煮工場付近水路、29区島崎産業作業所付近ハヤスケ水路、31区小玉行雄さん宅西側水路、10区日沼勇さん宅南側水路、畠山付近の県道水路の7箇所であります。

7番 加藤千代美 排水路の整備については、時間がかかるということが良くわかりましたけども、一つお願いがありますけども、道村大川線に沿って大潟村に入っている水路ですね、これがもうほとんど死んだ状態になっている訳ですね、で私は寺沼水路の排水を良く存知ないんですが、これを活かせば加満多寿司屋のところからずっと来る水路が、残存湖に向かって行けばまだまだ排水が出来るのではないかと思いますので、それについては県の方と協議してもらいたいということを要望しておきます。

次に、二つ目の質問に入りたいと思います。学生の読書力について、お伺いしていきたいと思います。学生の読書力については、一学級一新聞の購読を提案したいと思いません。私が見るに今の小、中、高校生はインターネット、スマホに長けていて、新聞、本を手にとって読むという機会を自ら少なくしている傾向があるのではないのでしょうか。

新聞、本を手にとって活字を拾うということは、その途中で色々な事を創造したり、あるいは色々な考えを思い浮かばせて、何か新しい物事を空想したり、創造する時間を共有することができるのではないのでしょうか。

今回で10回目を迎えた全国学力テストでは、小、中の「思考力になお課題」と、ある中央新聞に一面に大きな見出しで出ているところもあります。

幸いにも秋田県は、小、中学校とも基礎知識を問うA問題、知識の活用力を試すB問題でも全国のトップに入っているが、小学校の知識を活用するB問題では、国語が6.4割、算数が5割と低くなっています。中学校においても知識を活用するB問題では国語が7.8割、数学が5.2割とこれも低くなっています。

2020年度から始まる「大学入試共通テスト」では記述式の導入で「思考力、判断力、表現力」が問われ、新しい学習指導要領でも重視されていると言われております。

本町では、図書館の本の貸し出しが全県のトップということを考えれば、今から子供達にも将来にわたって活字離れすることのないように、また2020年から始まる「大学入試共通テスト」の「思考力、判断力、表現力」を養うこともでき、時の情報にも長けてる新聞購読を一学級一新聞を取り入れる考えはないでしょうか

教育長 江島廣 一学級一新聞の購読をしてはどうかという提案について、加藤議員にお答えします。八郎潟中学校では、数年前からNewspaper In Education つまりNIE実践指定校に認定されております。具体的には秋田県実践指定校に昨年度まで4年間ほど認定されており、今年度からは3年間に渡り、国の実践指定校に認定され、新聞記事を活用した国語学習を進めております。

2年前には、NIE活動の最大のイベントであるNIE実践者や教育・新聞関係者が年に一回一堂に会するNIE全国大会が秋田市で開催され、当時八郎潟中学校在籍の志田裕子教諭が2年生を引率して公開授業を行っております。

指定校に認定されている関係で、新聞社8社の中から学校が選んだ4社分の新聞購読料が全額無料で提供されております。町費で購読している新聞を含めると、5社分の新聞が廊下に展示され、生徒が自由に読むことができるような状態になっております。したがって一学級一社分の量を活用していることとなります。

今後、小学校について、新聞活用が可能か、低学年はどうかなどをよく相談して進めて参りたいと思います。

ちなみに今年度の全国学力・学習状況調査から本町の児童生徒の国語力を見ると、小・中学校ともに、主として知識問題の国語A、主として活用問題の国語Bどちらにおいても、話す・聞く能力、書く能力、読む能力が秋田県平均を上回っている状況となっております。いずれ近いうちに、広報紙の折込で学校の方から、全国学力・学習状況調査の結果について、数値は出しませんがグラフ等でご覧になることが出来ると思います。以上です。

7番 加藤千代美 どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、7番 加藤千代美君の一般質問を終わります。次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

6番 北嶋賢子 6番 日本共産党の北嶋賢子です。今回は、大きく2項目の通告をさせていただきます。No.1、8月15日は終戦の日となっております。その終戦の日になんで質問させていただきます。

イ)として「安倍改憲発言に異議あり」と題しました。戦争の放棄、戦力の不保持を掲げた憲法9条は、日本だけでなく世界の宝です。70年以上守り続けて来た憲法の魂を安倍首相に壊されたくありません。次々と強行採決をし、戦争に道を開き、将来世代に禍根を残すことは断じて許してはいけないと思いますが、ということでイの通告をさせていただきました。

ロ)として「戦争の犠牲者について」、今年も全国各地で戦没者追悼式が行われています。今週の湖畔時報にも、五城目町の追悼式が載っておりました。空襲で夫を亡くした、ある、お年寄りに聞きました。戦後、土をなめるように生きて来た、英霊と称えられた人の家族には、国からの生活の保障があった。片や子供達を抱え、あまりの生活の苦しさにどうせ死ぬんだったら、戦争に行って死んで欲しかったと、吐くように言ったこのお年寄りの言葉が、魚の小骨が心の中に刺さったようで、今だに取れません。

東京大空襲を始め、全国に、そして秋田県の土崎も例外ではありません。片手落ちだと思っただけでしょか。我が家は、父が特攻兵を飛ばし、また、北方領土にも係わりを持っていました。慰安婦問題は元より、戦後の舵取りの貧しさではないでしょうか。

最近の情勢を見ていると特に思います。ということでロとしての通告をさせていただきました。

2番にはいます。「特産品の即開発を」波のように押し寄せる田んぼアートの見学者がいます。平日なのに、バス3台が一度に来た日もありました。

今年の団体さんは、三種町のサンドクラフトとコースが組まれていたようです。一級国道が近い、地の利から今年の夏も県外ナンバーが多く立ち寄ってくれました。遠くは岐阜ナンバーがありました。そして今度は、食堂の場所を聞かれます。聞かれても答弁

に困りました。

伝統の秋田三大盆踊りに来て下さった人々へのこれまでの対応は、おみやげや記念品等のように対処してきたのでしょうか。絶対に手ぶらでは帰さない、こだわりのある特産品の開発がすぐにでも必要と思います。ということで2番の通告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

町長 島山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

始めに、国民の誰も戦争を望んでいる人はいないと思います。政府には平和な日本を築き上げていただきたいと願っております。

先日29日、北朝鮮が北海道上空を越えるミサイルを発射し、また水爆実験も挙行し一気に緊張が高まりました。国際社会の情勢が刻一刻と変容を見せる中、戦争放棄を全世界に訴えつつも、自衛権を行使せざるを得ない状況下に直面する場合もあろうかと思っております。

憲法改正のためには、憲法96条で定められている「衆議院・参議院それぞれ3分の2の賛成」「国民投票での過半数の賛成」という高いハードルがあります。これらの民主主義のルールにのっとり、時間をかけ丁寧な国民への説明責任を十分に果たしていただきたいものと考えております。

次に、終戦記念日は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として定められております。平和がどれほど大切で尊いものなのか、再認識するきっかけになる記念日だと思います。

今年で戦後72年を迎えた訳ですが、戦陣に散り、戦禍に倒れた人々に対して、心から追悼の意を表するとともに、終戦から国民のたゆみない努力により、今日の我が国の平和と繁栄が築き上げられたことを、これからの子孫にも伝えていかなければならないと思っております。

戦争が残し、そして今なお続く諸問題に対しては、国はしっかりと受け止めていただけることを願っております。

次に、特産品についてのご質問ですが、一日市盆踊りでは、大会本部に於いて観光協会が作成したニャンパチタオルを販売いたしました。また、イベント会場では、賑わいづくり集団K I Nが、土橋開正堂のあんごま餅、ニャンパチハンカチを販売しております。以前には、観光協会が一日市盆踊り手ぬぐいを作成販売しましたが、ニャンパチタオルの売れ行きが好調なことから、デザインやカラーを新たにタオル販売を継続しております。

特産品の開発につきましては、本町菓子組合がイチジク羊羹などの開発を手がけ、販売しておりますが、新たな特産品の開発につきましては、農業者・商工者・観光協会など各種団体と協議し、模索して参りたいと思っております。

6番 北嶋賢子 ご答弁ありがとうございました。戦後72年で、先程町長から話されましたけれども

北朝鮮がミサイルを飛ばしたといった時のサイレンが鳴った時に私は、4回目のんによの漬け替えをしていました。それで、頑丈な建物に、そして地下にという風に言われても何処に逃げればいいんだ、逃げる所なんか無いじゃないかということで、そのまんま樽を洗ったり、んによの漬け替えをしていました。そしたら家の中から、お母さん家に入れて防災無線で言ってるよと、そのように主人に言われて仕事終わってから入った訳ですけど私は本当に北朝鮮は、ならず者だと思います。質問の中に入れてませんでしたけども、町長からちょっと北朝鮮の話が出ましたので、付け加えさせていただきました。全国で市民アクションが今結成されております。瀬戸内寂聴さんも、発起人の一人です。俳優の檜岡朋子さんは、叔父さんが特攻に捕まって拷問で亡くなりました。

隣町の五城目町の五城館の矢田津世子さんも、小林多喜二と係わりを持っていたとして拷問が元で病気になって若くして亡くなっております。これまで息子達を戦場に送らないために活動もしてきました。今度は、孫達に平和な未来を繋げてやるのが、私達の役目だと思って記念日に合わせて質問をさせていただきました。

それから特産品の開発ですけれど、昨日終わってから、塞ノ神の公園に立ち寄りしました。旧大森町の福祉バスが来ておりました。6日はJ Aあきた湖東部の女性部が田んぼアートから浦城に出かけました。5日は河辺のお母さん達が秋田市のバスで職員を伴って来ておりました。個々に来られた方達もおりました。神奈川からの方は、前日は湯の越しに泊まって、そしてこの後何処見たらいいんだと言うから、大潟村を走って見たらということで勧めました。群馬から来られた方は、役場で教えてもらって来たと言っていました。大潟村の緯度と経度の交わる所に行きたいと言っていました。そして、5年生がうたせ号でやって来ました。琴丘のデイスサービス、希望園のバスも来ました。この説

明で、もうめい一杯お昼まで係りました。午後からは、友人が亡くなりましたので、亡くなった友人のお別れ会がありましたので秋田市の方に出かけました。

あそこに行けば、ガイドしてくれるお婆さんがいると言われていたそうです。時間がある時は、行くようにしています。生まれ育って身についた話しをするだけで苦にはなりません。

石碑に興味のある人には、金子淘汰さんのお弟子さんですよという話しもします。昨年よりは、遥かに募金箱に入れてくれる方達があります。以前J A女性部の生活工夫展に

米粉に人参を練り込んでオレンジ色のおやきを作り、八郎潟の夕日と題して展示したことがありました。先程町長の答弁の中に、土橋開正堂のあんごまも入ってありましたけども、夏場はどうしても、あんごまはちょっと無理なんですよ、ですからやっぱりこの

人達を手ぶらで帰さない為に、何らかのおみやげも必要だと思います。以前、羽後町に行った時にタオルが付いてきてました。だから、ニャンパチのタオルは、ちょっと厚すぎるので、手ぬぐいみたいなのにニャンパチを印刷するのもまた良いかと思います。私

田んぼアートのお客さん達のお話しをさせていただきました。敢えて答弁はいりません。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
次に、8番 村井昇君の一般質問を行います。

8番 村井 昇 8番 村井昇です。議員として初めての質問で、非常に緊張しておりますが、4つに分けて質問しますので、よろしく願いいたします。

一つは、空き家の老朽化対策について、八郎潟町全体でもそうですが、私の住んでいる地域でも年々空き家が増えてきている状況で、隣の空き家が雪の重さでベランダが倒壊し非常に危険を感じ、どうにかならないものか相談を受けました。また近くの空き家では風で塀が道路に倒れたため、町内の人が補修し一時的に応急処置をしている状況の所もあります。最も老朽化が進んでいる空き家は、強風の時は屋根のトタンや昔の木

の木っ端が風で飛び、道路や近くの敷地に飛んできて非常に危険な状態が続いております。また外壁も腐食し空に穴があき老朽化が年を追うごとに進んでおります。

また、その敷地内には銀杏の木がありまして、昔は小さかったのですが今では大木となり、秋になりますと銀杏の葉っぱが道路いっぱいに散らかりまして、片付けも大変です。また銀杏の根が門柱を持ち上げてる状態でももちろん根は家の下まで伸びてきていると思います。町の方でも所有者に連絡はしたようですが、一向に改善されていません。早急に対応してもらいたいし、このような物件に対して町の考え方をお知らせ願いたいと思います。

二つ目といたしまして、空き家を解体した場合の税金はどうなるのか、空き家は50年以上で解体すると、固定資産税が高くなるという話しが聞かれます。本当なのでしょうか。また解体して新築した場合に建物の評価によって税金が掛かる訳ですが、仮に50年以上にもなると空き家を解体し、更地にした場合はどのような金額になるのか例を挙げて教えてもらえれば有り難いとおもいます。

三つ目といたしまして、空き家や農地の相続放棄はないもののでしょうか、今では後継者も町外や県外に出て生活している家庭が、どの地域でも多くあると思います。もうふる里に帰って来ない方もおり、相続しない場合も、今後発生してくると思われれます。

また、後継者や相続人がこのような事態に対して対策を検討しているもののでしょうか。相続の放棄はないもののでしょうか。

最後ですが四つ目として、遊休農地についての対応はどうなっているか、私の近くの圃場に3年間作付け、耕起をしない圃場があり、雑草が伸び放題でカメ虫が発生する可能性が高く農業委員会でも問題になりました。保全会で刈り取りを実施した時もありましたが、今年は刈り取っていません。遊休農地の場合、固定資産税がたしか1.8倍になるという話しを聞きましたが、我が町ではどのような対応、指導をとっているのでしょうか。後継者、担い手不足から借手不在になる場合も発生してくると思われれます。

遊休農地が増えた場合、どのように対応していく予定でしょうか。この四つの質問ですがご答弁をお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。  
建物崩壊の危険がある空き家対策については、各市町村で非常に難しい対応が迫られているのが現状であります。

このような危険空き家の除去を推進するために、現在、空き家解体費用に対する補助金制度を検討しております。また、現在使用可能な空き家であっても将来は、このまま放置すれば、危険空き家となることから、その利活用を推進するための空き家バンクの設立と住宅改修費用に対する支援策についても検討しております。

しかしながら、所有者が不明である、所有者の死亡後に相続人が全員相続放棄している、遺産相続の手続きをしていないなどの理由で、各市町村の危険空き家対策が進んでいないのが現状であります。その対策として相続財産管理人を選定し、略式代執行による解体は可能であります。その解体費用及び相続財産管理人報酬が、町負担となることやそのための職員の増員が必要となるなど、課題が多く総務省・国土交通省の調べで平成27年3月31日現在で、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行件数が8件であります。

町として、早急な対策を講じることは、現段階では困難であります。今後の検討課題として考えております。

なお、特に危険性が高く隣家に影響を及ぼす可能性が高い場合、建物構造上可能であれば必要最小限の応急処置をすることとしております。

次に、解体した場合の税金についてであります。土地にかかる固定資産税には、二つの住宅用地特例があります。

一つは、小規模住宅用地で、200平方メートル以下の住宅用地での課税標準額については、評価額の6分の1の額とする特例措置です。

二つ目は、一般住宅用地で200平方メートルを超える部分での課税標準額については評価額の3分の1の額とする特例措置です。村井議員の質問にある、高くなるとしたらどのような場合、どの位高くなるのかということですが、住宅用家屋を解体した場合

に、土地の課税標準額についての特例措置が適用されなくなり、固定資産税が高くなるのではなく普通に戻るということになります。

次に、空き家や農地の相続放棄のご質問ですが、始めに本町においても法務局より依頼を受けて、死亡届の提出時に、相続登記関係のパンフレットを配付するとともに、速やかな相続登記手続きについて、お願いをしております。

不動産の相続放棄についてであります。現在把握しているのは2件あります。不動産の所有者が死亡し、相続人が家庭裁判所に相続放棄申述書を提出し受理された場合、本人からの申出により相続放棄受理証明書、若しくは家庭裁判所への照会により確認しています。その場合の課税でありますけれども、新たに相続人となる者又は民法第951条に規定する相続財産法人に対して課税できるものとなります。

なお、私的財産の相続ですので、踏み込んだ対策には限界があるものと考えております。

次に、農地の相続放棄についてですが、現時点で確認しているのは1件あります。

また、相続登記の実施されていない農地も若干ではありますが増加しております。農地法では、相続等により農地の権利を取得した者は、農地のある市町村にその旨の届出をしなければなりません。その届出の中で「あっせん等の希望の有無」の記載欄があり、農地中間管理事業の活用など、聞き取りしながら提出して頂いております。

遊休農地についての対応ですが、遊休農地とは作付及び保安全管理がされていない農地で村井議員が指摘した農地等が当てはまります。課税強化の対象となる農地は、農地法に基づき、農業委員会が所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した、農業振興地域内の農地が対象となります。

協議勧告がおこなわれるのは、機構への貸付の意志を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されています。

農業委員会では、8月に農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールを実施し、耕作される見込みのない農地には、所有者の利用意向調査を実施し、農地中間管理機構の活用等を促す予定としております。以上でございます。

8番 村井 昇 相続放棄の件ですが、宅地の場合1件、農地の場合1件という話のように理解しましたが、町の方で処分する場合、どういう時処分するのですか、結局、黙っているところが相続されてない家なのかわからない訳です、ですから仮に町の方で処分してもいいよという形にはならないものではないでしょうか。言ってる意味わかりませんか。土地でも田んぼでもこれ相続放棄した場合、これ処分できないものではないでしょうか。まず売るといふことですね。

税務課長 千田浩美 相続放棄した場合ですけれども、第一順位の相続人がおりますけれども、その方が放棄

した場合、第二順位の方に相続権が移ります。で第二順位の方も相続放棄した場合、第三順位の方に相続権がうつります。今現在行っているのは、その方々に対して税務課の方では、照会をかけております。以上です。

8番 村井 昇 じゃ、まだ販売するには相続はまだ全部放棄した状態にはなっていないということですね。

税務課長 千田浩美 そうですね、町では第二順位、第三順位の方々に照会をかけていますので、処分するとかそこまでは行ってないです。

8番 村井 昇 はい、わかりました。それから空き家の件ですが、壊す場合補助金が出てると聞きましたが、これ一般の町民はほとんど知らないかと思います。こういうのはPRして一つでも早く空き家を無くする方法も取ってもいいのではないのでしょうか。

町長 畠山菊夫 今その事について検討を重ねている状態で、まだ執行はしておりません。決まったら町民の皆さんにも周知徹底して参ります。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。

8番 村井 昇 はい、わかりました。以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、8番 村井昇君の一般質問を終わります。  
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。

1番 小柳 聡 1番 小柳です。本日は三つの表題がございまして、防災、福祉、観光と三つ表題でそれぞれお話しさせていただきたいと思っております。なお一問一答でお願いしております。このたび、7月から8月にわたり県内で大きな被害をもたらした集中豪雨が、この期間だけで3度もありました。特に一番の被害をもたらした7月22日から23日にわたる豪雨は大変なものでありました。秋田県のホームページで全県の被害状況を確認いたしました。

当町の数字としては床下浸水1軒、これは商工会もちょっと絡んでいるんですけども、事業所も含めて床上浸水1軒となっております。私が把握しているだけで、5軒程度でございますけども、床下浸水の被害を確認しております。ただ通告を差し上げてから床上浸水と床下浸水の数字が、若干おかしいなと思って問い合わせ確認いたしましたところ、床上に関してちょっと若干の認識の違いがあった等のことでございます。それを踏まえて、町として今回の家屋浸水被害をどの程度把握しているのか、また農業被害もどの位把握しているのかお聞かせ願いたいと思っております。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。  
この度の集中豪雨による家屋への大きな被害については、幸いにしてありませんでした。7月の二週にわたっての床下浸水については、「1件」で県へ報告しております。

なお、建物の一部箇所のみで短時間浸水した家屋については、数件把握しておりますが今後消防署と協議をして、このような状況を床下浸水に含まれるのか協議して参ります。

議員言われる県のホームページで「床上浸水1件」になっていたとのことですが、店舗の床に水が上がったことを、本来は「床下浸水」となるべきところを、「床上浸水」として県の照会に対し商工会が町を経由せずに報告したものであることが分かりました。

また、8月24日から25日にかけての集中豪雨の被害状況については、床下浸水が2件でありました。農業被害ですが、7月16日の大雨により、浦大町字盞沢の農業用水路1箇所、8月25日の大雨では真坂字新田家ノ下で水路側の畦畔一部崩落被害がありました。

稲刈後に、盞沢は町で修繕工事、新田家ノ下は土地改良区が修繕いたします。

1番 小柳 聡 有り難うございます。少しでも救済措置を取っていただいていることに感謝いたします。何故このような確認をしたかと言うとですね、今回このような数字を全県として被害状況をまとめた時に、この位だと八郎潟町は体したことがなかったのではないかと思われる嫌いがあると思われました。

しっかりと被害状況を町民の皆様が、町当局に報告していただくことで町としても被害状況をしっかりと確認できますし、被害に遭われた方にとっても罹災証明等の発行がスムーズになるでしょうし、被害の大きさによっては支援内容も変わってくるかと思ひまして、町民の皆様の正確な情報を町に報告する意識を持っていただきたいと思ひ発言させていただきます。

また今回の浸水は、町内を当日回った感覚として、近くに水路があるところで主に道路冠水しておりました。毎年、町内会単位で側溝の泥上げ作業をしておりますが、こういった作業をしている効果が、冠水のスピードに少なからず影響を与えると私は思っております。先程、加藤議員の質問に対して町長の定期的な泥上げという言葉もございました。ただその作業の中で、町内会レベルでは側溝の蓋を上げるのが困難な場所があったりします。長いスパンで考えますと、そういった開かずの蓋があったりする場所は、泥の蓄積が少なからずあるものではないかなと考えております。そういった中で、来年の作業の際に各町内会から、そういった困難箇所を取りまとめていただいて、町として業者委託などできないものかなとご提案させていただきます。いかがでしょうか。

町長 島山菊夫 町では側溝が深い箇所、大型の蓋が掛かっており、とても人力ではできない箇所、勾配可変側溝で人が入りにくい箇所など、一定の条件について調査し、泥上げが必要な箇所の清掃を実施しており、町内会長会議で要望のあった箇所についても実施しております。

また、町では小型側溝蓋上げ器の貸出も行っておりますので、比較的人力でできる箇所については地域住民にお願いして参りたいと考えております。

1 番 小柳 聡 はい、有り難うございます。

また、今回の豪雨で改めて感じたのがですね、こうした災害が夏場に頻発するということもありまして、一つだけ提案させていただきたいんですけども、八郎潟町の防災センター、これが避難所でもあり、防災センターの持つ役割、そのいざという状況を考えた時に夏場の蒸し暑苦しい状況の中で、エアコンがないのが私としては、ちょっと問題であろうかと思ひます。夏場にこういった災害等が何度もありましたので、防災センターにエアコンを設置して欲しいという要望をさせていただきたいと思ひます。

町長 島山菊夫 議員言われるとおり、防災センターは災害時に避難場所の拠点にもなり、乳幼児や高齢者等の健康管理にも配慮することから、エアコンの設置について、今後検討して参りたいと思っております。

1 番 小柳 聡 有り難うございます。この防災に関しては、皆さんの意見もありましたので、次ぎの話題に移らせていただきます。

二つ目は、当町の地域包括ケアシステムの現状と今後ということでございまして、平成27年度から国が推進している「地域包括ケアシステム」ですが、簡単に言えば病院完結型医療といったものから、地域全体で治し支える「地域完結型医療」への転換を図っていくもので、医療だけではなく介護・福祉の連携を図りながら、切れ目のないサービス提供を構築していくものである、とされております。

この秋田県においても、人口減少社会が進んでいく中で、2030年には65歳以上の人口が40%に達するという見方もあり、地域で高齢者を支えていくという観点で当町にとっても必要になってくるかと思ひます。そこで現段階での、当町における地域包括ケアシステムに対する進捗具合等をお知らせ願ひたいと思ひます。

町長 島山菊夫 地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステムを構築するものであります。

市町村主体で地域の実情に合わせ、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、必要なサービスが提供される日常生活圏域が単位として想定されます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域での生活を支えるためにも、システムの構築は重要とされております。

当町における地域包括ケアシステムの現状でございまして、秋田県では平成27年度から市町村の多職種連携の取り組みを支援するため、振興局単位での「連携促進協議会」を設置しております。秋田地域振興局管内では、「秋田地域医療・介護・福祉連

携促進協議会」として年2回ほど開催され、医師会・湖東厚生病院・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・県関係者・各市町村と協議をしております。

現状は、介護と福祉の連携はとれておりますが、医療機関との連携がまだとれておらず、大きな進捗は現在ありません。

1番 小柳 聡 協議はできるということでした。それではですね、地域ケア会議等の開催は、類似のものでも結構ですが、そういったものはあるのでしょうか。

町長 畠山菊夫 地域ケア会議は、介護・福祉・医療などの様々な職種関係者が参加し、個別課題の解決やネットワークの構築・地域課題の把握といったことについて検討して進めていく場です。

本町では、昨年度は1回、今年度は5月に1回開催され、一人暮らしの高齢者の課題などに対して検討を行っております。現在の構成は、介護事業所やケアマネージャー、町地域包括支援センターで、医療関係者は含まれておりません。今後、医療関係者が入ることにより、在宅医療や介護連携にも寄与していくことになると考えますので、構成メンバーの拡大も視野に入れて会議を開催し、個別課題・ネットワーク構築・地域課題発見・資源開発に向けた話し合いを進めてまいります。

1番 小柳 聡 有り難うございます。今、やっぱり根本的な問題を医療・介護・福祉のあたりから洗い出しながら、いろんな問題点が出てくるかと思えます。そういった時に、例えば警察であったり、消防であったり、商工会、はたまたタクシー業者、色々な職種があるかと思えますので、そういった連携を問題点が出てきたら投げかけるような体制を取っていただければと思います。

そして今後の当町として、どのような方向性を持って進んでいくのかということをお願いしたいと思います。これはですね、小さな町としての強みを生かした町独自の路線で行くのか、はたまた地域の枠組みを活用して広域的な連携を目指すとか、そういった方向性で行くのかといったところをお聞かせ願えればと思います。

町長 畠山菊夫 今年2月に開催された「秋田地域医療・介護・福祉連携促進協議会」において、本町を含めた南秋田郡4町村は、湖東厚生病院を中心に連携をし、「地域包括ケアシステム」の構築を目指したいという意向を示しております。

今年度の同促進協議会はまだ開催されておりましたが、今後は、これを基に進められていくものと考えております。できる限り住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしい生活を送ることができ、必要に応じて医療や介護などのサービスを利用できる体制作りのため、県の指導を仰ぎながら関係機関や4町村との連携を取り合い、ネットワーク作りを進めて参りたいと思います。

1番 小柳 聡 有り難うございます。広域的な湖東病院を中心とした医療ケアを模索していくのかなと感じたところでございます。

次に表題の三つ目、観光客にやさしい町へという表題で、お話しさせていただきたいと思えます。先月、本町の一昨日盆踊りが天候にもめぐまれ無事に3日間開催することができました。町内外からたくさんのお客様が詰めかけて、賑々しく開催できたことは町民の一人としてとても嬉しく、地域住民が主役となって町外の方へも魅力を発信できる、この盆踊りはとても素晴らしいと私自身常々感じております。

また、「一夜市」や田んぼアートもたくさんの方の流入人口を増やしておりますし、5月5日の願人踊も大盛況の中で開催されました。近年の願人踊人気は絶大です。八郎潟町を訪れてみようと思うきっかけは、色んなきっかけがありまして、増えていると認識しております。

今回はそういった行事がきっかけで、八郎潟町に来て下さった方々に対して、「また八郎潟町に来たい」と思われるよう、分かりやすさや優しさが伝わるようなファーストインパクトを与えるような整備をしていこうというようなお話しをさせていただければと思います。

冒頭に、観光協会や一昨日盆踊り実行委員会という組織があるので、多少認識が違っても構いませんけども、こう言ったお話しをさせていただきます。

まず本町に一番県外客を引き寄せているであろう願人踊の配付している案内図という物があります。私、今手元に持っているんですけど、これは広報に掲載されている地図を、そのまま観光客に対してパンフレットとして渡している地図でございます。

この地図がですね、町民向けの広報紙に載っている物が、観光客にも同じ目線で配られているというのが、ちょっと私の中では中々難しいのかなと、この地図を見ただけでは、自分が何処にいるのか分からないという声が度々聞かれております。商店名が何軒か記載されていれば、その位置関係とかで分かると思うんですが、広報という都合上、あまり商店名とかも記載はされておられませんので、そういった地図が観光客に配ろうとも観光客は分からない、でそうした場ですね、どうしようかと考えるんですけども、そのポイントに立て看板までいかななくても、その数字を入れた看板を置いてみてはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 本町の無形民俗文化財「願人踊」は、県内外で好評を博しており、JR東日本の関東エリア駅構内や、秋田県の特産品販売イベントで東京都内デパートでの公演、県内では「東北六魂祭」「これが秋田だ2017食と芸能の大祭典」等に出演しております。

今年5月5日の祭典では、JR八郎潟駅前に約9百名が観覧にお出でくださっております。議員ご指摘の件についてですが、巡演案内の実施は観光協会が行っておりますので協議は進めて参ります。

ただ、当日は一日市神社の例大祭等もありまして、当前町によっては午後の日程が、願人踊と色々違う面もありますので、その辺を観光協会と協議しながら良いパンフレットを作っていきたいなと思っております。

1番 小柳 聡 有り難うございます。是非、良い物を作っていただきたいと思っております。また似たようなお話しなんですけども、駅前交流館はちパルがどこにあるのですかと聞かれたことがあります。私の友達はローソンで聞かれたということもありまして、我々にしたら八郎潟駅前という立地でもあり、ふと見落としがちになるのですが、意外に最初に訪れる人にとっては、はちパルという建物がどこにあるのか分からないといった声があるそうです。町の中でも、最重要施設と呼んでも過言ではない施設でしょうし、是非、道路に案内看板等を設置していただけたらなと思っております。まず設置していただければ、秋田方面から来る所に対して要望したいと思っておりますけども、そこに関していかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 秋田県と未来づくり協働プログラムの立ち上げの際、大型案内標識版の設置等についても検討がなされました。結論としては標識版の向こうに直接施設が見えることや費用がかなりかかることから見送られております。

道路管理者である県では、施設の案内は1箇所しか認めないこと、青色の大型標識版には記入は認めない等、設置するとすれば白抜きの大型標識になりますが、いずれも費用がかなりかかることから、案内標識版については今のところ考えておりません。

1番 小柳 聡 有り難うございます。最後に盆踊りの話題に入りたいと思っております。実は通告を差し上げる日にですね、秋田魁新聞の記事で、野見山さんという元日本銀行秋田支店の支店長を勤められていた方が、盆踊りに関東からわざわざ来ていただいた記事が掲載されておりました。またその後、野見山さん自身がですね、魁新聞の声の十字路という欄に寄稿していただき、一日市盆踊りの魅力を熱く書いていただいております。私自身も盆踊りに携わっている一人の人間として、沢山のお祭りを見てこられた文化人と呼んでも過言ではない、野見山さんに一日市盆踊りの魅力をこんなにも高く評価いただけたことはとてもうれしく思いました。

せっかくですので、この二つの記事、おそらく町長も読んでいただいておりますので、町長からご感想等をいただけたらなと思っております。

町長 畠山菊夫 野見山さんのお話しは、新聞紙上でも大部私もうれしく思っておりますけども、2年半前ですか、秋田支店長として着任した時に、役場にも見えられまして、非常に各地の伝統芸能、こういうものが大変好きというお話しをされておりました。

それで本町には、何があるのかということで願人踊と盆踊りを紹介した訳ですが、どちらも毎年見に来たとおっしゃってございました。2泊3日で今回、わざわざ東京からお出でになると私も思っておりませんで、野見山さんが言うには、一日市の盆踊りはもう本当に見る踊りというよりは、参加型の踊りであると、それで全国にも無い気軽に踊りの輪に入れる踊りと言うことをおっしゃっておられました。私も記事を見た時、今、東京本店に栄転された訳でございますけれども、すぐにお電話を差し上げまして、今度、東京の出張の時には、一献を交わしながら盆踊りについての提言があったらと言うことで

色々お話ししたいと思っております。

1番 小柳 聡 有り難うございます。こんなムダ話を、本当うれしい限りでございます。これからですね、やっぱりいわゆるよそ者にも沢山見ていただいたり、踊っていただきたい盆踊りでございます。そんな観光客の皆さんに、盆踊りの中で一番よく聞かれるのが、何時から踊りが始まるんですか、実はこの一言なんです。ポスターに時間の明記が無いのもあるんですけども、これが街中を歩いていて、中々伝わってこないそうでございます。

そこで、コンシェルジュのようなボランティアでもいいんですが、案内人を設置するか、若しくは駅や駐車場にタイムスケジュールを貼るなど、また若しくはポスターに時間の明記をしていただくとか、そういった対応をしていただけないものでしょうか。

町長 畠山菊夫 秋田県三大盆踊りの一つ「一日市踊り」は、4百年以上の伝統を誇る、本町最大のイベントであります。

議員ご指摘の件についてですが、ポスターには開催期間のみの記載となっており、タイムスケジュールにつきましては、開催チラシによる周知で行っておりますが、JR八郎潟駅へのチラシ配布部数が足りなかったことと、見えやすい場所への拡大版の掲示が必要と考えられますので、来年度には実施して参ります。

案内人の配置については、観光協会及び実行委員会で協議し、実現に向けて参りたいと思っております。

1番 小柳 聡 有り難うございます。力強いお言葉をいただきました。また、一日市盆踊りが盛り上がるように個人としても頑張っていきたいと思っております。以上です。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、1番 小柳聡君の一般質問を終わります。

これにて、全ての一般質問を終わります。この後、昼食を挟んで、午後1時半より各常任委員会を開いていただきたいと思います。最終日、9月15日は、午後3時より本会議を開催いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前11時53分)

# 平成29年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第9日目 平成29年9月15日(金)

議長 村井 剛 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町9月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。なお一ノ関町民課長は、病気療養中のため欠席の申し出がありました。  
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案等について、各常任委員長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようなので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようなので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。  
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。  
日程第2、議案第43号 八郎潟町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第43号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第44号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第44号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第45号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第45号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第46号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第47号 平成29年度介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第47号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第48号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。只今から、各会計の決算認定の議案について採決に入りますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩いたします。  
(休憩)  
(渡邊代表監査委員着席)

議長 村井 剛 再開いたします。次に、日程第8、認定第1号 平成28年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。はい、6番 北嶋議員

6番 北嶋賢子 議席番号6、日本共産党の北嶋賢子です。認定第1号 平成28年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、不用額をもって討論に参加をさせていただきます。自慢できる所や褒める所は数ありました。これらは、これからも協力して行きたいと思えます。ただ、決算書に目を通し、そして監査委員さんの意見書報告からは、「当初予算措置をしているが、未執行のものや不用額の大きいもの、そして流用額より不用額が多いものが見受けられる」とありました。このような不用額の指摘は、私自身、議会活動をするようになってから始めてです。限られた予算の中で、各課共に町民のために難儀をして獲得した予算だと思えます。指摘された未執行や多額の不用額は、町民の損失にあたると思えますので、反対討論に立たせていただきました。以上です。

議長 村井 剛 他に討論ありませんか。ないようですので、これで討論を終わります。採決します。認定第1号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定

いたしました。

次に、日程第9、認定第2号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第2号について、委員長報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第3号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第3号について、委員長報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第4号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第4号について、委員長報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第5号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第5号について、委員長報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第6号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第6号について、委員長報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。暫時休憩します。

(休憩)

(渡邊代表監査委員退席)

議長 村井 剛 再開いたします。

次に、日程第14、陳情について、討論・採決いたします。  
陳情受理番号第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情受理番号第5号について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第5号について、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に、陳情受理番号第6号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情受理番号第6号について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第6号について、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
ここで、暫時休憩いたします。  
(休憩)  
(再開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。  
次に、委員会提出議案第5号及び6号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。  
追加日程第1、委員会提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について、を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗

委員会提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年9月15日提出 八郎潟町議会議長 村井剛殿

提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 2018年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、経済再生と財政再建の好循環を実現するため、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。

このようなことから、地方が責任をもって、きめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

また、地方財政計画の策定にあたっては、歳出特別枠を実質的に確保し、地域の実情を踏まえた財政措置を講じること。

そして、合併市町村にたいしては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられているところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、引き続き

合併市町村の実態に即した交付税算定を行うことを求めることから、意見書を提出するものです。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月15日 提出者議員 伊藤敦朗 賛成者議員 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄、

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、内閣官房長官 菅義衛、総務大臣

野田聖子、財務大臣 麻生太郎、内閣府特命担当大臣 茂木敏充、経済産業大臣 世耕弘成、内閣府特命大臣 梶山弘志、以上です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について、討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第5号は、可決と決しました。追加日程第2、委員会提出議案第6号 全国森林環境税の創設に関する意見書について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗

委員会提出議案第6号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年9月15日提出 八郎潟町議会議長 村井剛殿

提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 我が国の地球温暖化対策については、温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっております。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しており、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めることから、意見書を提出するものです。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出します。

平成29年9月15日 提出者議員 伊藤敦朗 賛成者議員 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 野田聖子、農林水産大臣 齋藤健、環境大臣 中川雅治、経済産業大臣 世耕弘成、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、以上でございます。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第6号は、可決と決しました。次に、日程第15、選挙第1号 八郎潟町選挙理委員会委員及び同補充員の選挙について、を上程いたします。それでは、選挙を行います。選挙管理委員及び補充員は、それぞれ4名であります。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認め、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。  
選挙管理委員会委員には、工藤紘一君、渡邊滋君、佐藤毅君、伊藤章君、以上の方を  
指名いたします。  
お諮りします。ただいま指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めるこ  
とに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました、工藤紘一君、渡邊滋君、佐  
藤毅君、伊藤章君が八郎潟町選挙管理委員会委員に当選されました。  
次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位 小野茂樹君、第2順位 北嶋憲章  
君、第3順位 高橋正志君、第4順位 三戸雅人君、以上の方を指名いたします。  
お諮りします。ただいまご指名しました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と  
定めることに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名いたしました、第1順位 小野茂樹君、  
第2順位 北嶋憲章君、第3順位 高橋正志君、第4順位 三戸雅人君、以上の方が順  
序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。  
以上、今定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。  
これをもって八郎潟町9月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後3時55分)